

サガハイマツト・サポーターズ 登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、サガハイマツト（九州国際重粒子線がん治療センター）への応援意識を醸成するための取組として、「サガハイマツトを積極的に応援する」という意思を表明した事業所、団体及び個人（以下「事業所等」という。）をサガハイマツト・サポーターズ（以下「サポーターズ」という。）として登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 サポーターズ届出書にて届出を行う事業所等を対象とする。ただし、事業所等の本来の業務又は届出事項が次の各号の一に該当する場合は登録しないものとする。

- (1) 法令に違反するおそれがある場合
- (2) 公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 政治性または宗教性がある場合
- (4) その他、公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団（以下「財団」という。）、がサポーターズとして適当でないと認めた場合

2 サポーターズの登録を希望する事業所・団体は、事業所名、代表者名、所在地及び電話番号等を記入し、個人にあっては氏名、住所及び連絡先等を記入し、E-mail、ファクシミリ及び郵送にて届け出るものとする。

(登録等)

第3条 サポーターズ届出の受付、登録、登録の変更等に係る事務は、財団において行う。

2 サポーターズは、登録した情報に変更があった場合、速やかに電話、E-mail 及びファクシミリ等で財団に届け出るものとする。

3 登録費・年会費は、無料とする。

4 登録証に有効期限は設けないものとする。

(登録の取消し)

第4条 届出内容に虚偽の記載があるなど、サポーターズとしてふさわしくない行為があった場合は、財団は登録を取消することができるものとする。

(退会)

第5条 事業所等が退会を希望する場合は、財団に届け出ることによって退会することができる。また、所在の確認及び連絡が取れない事業所等は、財団は退会させることができる。

(登録情報の保護・管理)

第6条 財団は事業所等から提出された情報について、法令に基づき、細心の注意を払い、適正で安全な管理を行うものとする。

(個人情報を管理する際の基本方針)

第7条 登録した個人情報の取扱いは、別添「個人情報取扱特記事項」に定めるものとする。

(特典)

第8条 サポートーズは、次の各号の特典を受けることができる。

(1) サポートーズ登録証(電子媒体)

(2) サガハイマツホームページで、事業所名または個人名、「サガハイマツ PR への意気込み」の紹介

(3) サガハイマツ情報誌の送付

(附則)

この要綱は、平成22年11月12日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。